

西条駅前地区再開発住宅(店舗)使用者募集要項

○申込書配布:本庁住宅課または指定管理(株)第一ビルサービスで配布します。

○配布書類:再開発住宅入居・使用申込書

○申込期間

令和7年10月6日(月)～令和7年10月10日(金)

○募集住宅

所在地 東広島市西条栄町9番39号

面積 23.61 m²

家賃 46,700 円

敷金 家賃の3ヶ月分

共益費 あり

駐車場 あり(7,000 円)

○申込資格

① 自らが営業するための店舗を必要としていること

② 申込者と同居者が下記の税等を滞納していないこと

市町村税(市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)

地方公共団体が賃貸する住宅の家賃(市営、県営住宅等)

③ 申込者または申込団体が暴力団または暴力団員でないこと

○注意事項

①事前問い合わせにより内覧(室内の見学)を行うことが可能です。問い合わせ先は株式会社第一ビルサービス東広島営業所(082-493-5558)です。

②使用者は、住宅を他の者に貸したり、使用の権利を他の者に与えたりしてはいけません。

③申込者が複数人の場合、公開抽選により使用者を決定します。

④申込み等に不正な記載があった場合は無効となります。

⑤排水設備の増築・改築にあたっては下水道施設課(082-420-0403)への申請が必要です。

使用申請時に必要な書類

□再開発住宅入居・使用申込書:1部提出

□個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記簿(現在事項証明書または履歴事項証明書):
1部提出

□営業許可書(業種によって必要な場合があります。):1部提出

□市町村税等の滞納のない証明書:1部提出

○書類・資格審査（申込書類一式受理より随時行います）

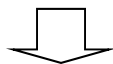
① 申請書類の審査

② 広島県警本部への暴力団または暴力団員か否かの照会（回答受理までに3週間程度要する場合があります）

※複数の応募があった場合、申込期間終了後に抽選を行い、使用資格者を決定します。

市で入居審査後、入居可能な申込者に市から再開発住宅使用許可通知書・使用請書・敷金納付書を発行します。

許可書に記載されている期限までに、次の書類を提出して下さい。



入居決定後に必要な書類

☐ 再開発住宅使用請書

2部提出（2部全てに実印の押印をお願いします）

☐ 印鑑登録証明書

使用者の証明書が必要です。

☐ 緊急連絡先届

緊急連絡人には、次の場合等で市又は指定管理者から連絡することがあります。

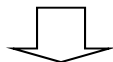
（1）住宅管理上の手続や連絡事項等があり、入居者の方に連絡が取れない場合。

（2）入居者に事故等があり、緊急の対応が必要となった場合。

☐ 敷金納付済みのご本人控えの写し

○敷金・・・家賃の3か月分

書類の提出指定日までに最寄の金融機関で納付してください。



提出書類・敷金納付の確認後、市から再開発住宅使用可能日通知書をお渡します。

手続完了後、再開発住宅の鍵をお渡しします。

○鍵の交付

書類の提出・審査、敷金の納付等の手続が完了すれば、当日に鍵をお渡しできます。また、引越の予定に合わせて後日交付することもできます。

鍵交付日からの日割家賃となります。

○家賃の納付

当月分は当月末までの納付となります。

納入通知書を毎月送付しますので、最寄の金融機関で納付をお願いします。

指定管理者 株式会社第一ビルサービス

本社 広島市中区大手町5-3-12

営業所 東広島市西条栄町10番27号

栄町ビルディング4階

TEL 082-493-5558

FAX 082-493-5559